

こどもエコすまい支援事業の要件の見直しについて

別添1

こどもエコすまい支援事業については、補正予算案閣議決定日(R4.11.8)以降の契約を対象とすることを予定していたが、対象となる省エネ投資をより確実に捕捉・誘導するため、以下のとおり要件等を一部見直す。

	見直し後の要件等	(参考)補正予算案閣議決定日(R4.11.8)の公表内容
契約日	契約日を問わない	R4.11.8以降の工事請負契約又は売買契約
着工日	R4.11.8以降に対象工事に着手 したもの ※事業者登録は交付申請又は予約申請までに行うことが必要 (対象工事) 新築: 基礎工事より後の工程の工事 リフォーム: リフォーム工事	事業者登録後(こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、本事業の事務局開設日(R4.12中旬予定)(開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降)に着工したもの
補助対象(新築)	同右	ZEH住宅(強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)
補助対象(リフォーム)	同右	①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限る。) ※住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)又は高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする。

備考1 R4.11.7以前に着工(杭打ち工事又は根切工事の開始)した住宅であっても、「対象工事」への着手がR4.11.8以降であって、交付申請時点でZEHレベルの省エネ性能を有する住宅であることの証明書が提出できるものについては、補助対象となる。

備考2 ZEHレベル未滿(省エネ基準レベルや旧基準の認定長期優良住宅等)からZEHレベルの省エネ性能へ変更を行うケースを支援するため、相談窓口を設ける予定。